⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　4⑴に同じ
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑴②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　技術提案2のヒアリングを平成25年10月24日に実施する。ヒアリング日時は発注側で指定するものとする（入札説明書参照）。
⒁　技術提案の採否は、技術提案1については指名通知に併せて、技術提案2については平成25年11月7日に通知する。
⒂　今回の工事に関しては現地確認を平成25年8月22日、8月23日の2日間に実施する。確認日時は発注側で指定するものとする（入札説明書参照）。
⒃　電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク
03―3505―0514
電子入札施設管理センターＨＰ
http://www.e-bisc.go.jp
⒄　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Suzuki Chiaki, Director General of Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Renovation work of electrical equipment on the Keisatsu Sougouchousha
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. September 11, 2013
⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 5 : 00 P.M. October 21, 2013
⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. November 15, 2013 (tenders should be brought with or submitted by mail 3 : 00 P.M. November 15, 2013)
⑺　Contact point for tender documentation : Administration Division, Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism 2―1―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918, TEL ＋81―3―5253―8111 ex. 23―153

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年8月6日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　中野　則夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第12号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　相馬港本港地区防波堤（沖）（災害復旧）築造工事
⑶　工事場所　福島県相馬市及び相馬郡新地町相馬港港内
⑷　工事内容　構造物撤去工　1式、基礎工　1式、本体工　1式、被覆・根固工　1式、上部工　1式、付属工　1式、消波工　1式
⑸　工期　平成26年3月26日まで。
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑽　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑿　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⒀　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が、1,150点以上の者であること。
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記点数を950点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
1）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者
・海上又は海中においてコンクリート構造物を破砕し、撤去した工事及び防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事とする。（各々別工事でも可）
2）特定ＪＶの代表者以外の構成員
・海上において、捨石マウンドを築造した工事とする。
また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年3月31日付け国港技第105号の2）第4第2項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
1）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
2）平成10年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%